

あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」バナー広告募集要領

1 目的

この要領は、別に定めるものを除くほか、あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」のバナー広告掲載の募集に関し、必要な事項を定める。

2 広告スペース等

広告スペース、規格等については、あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」広告掲載仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

3 広告掲載の募集

広告掲載を行う事業者（以下「広告主」という。）の募集は、あおもり産品情報サイト「青森のうまいものたち」ホームページにより行うものとする。

4 広告掲載の決定については、下記に定める順序に従い判断する。

- (1) 青森県産品の認知度向上に寄与すると判断できるもの
- (2) 公共性が高く、かつ、県内に事業所等を有するもの
- (3) その他のもの

5 広告料の納入方法等

広告料の納入方法等は、仕様書のとおりとする。

6 広告図案の提出及び広告原稿の納品等

広告図案の提出及び広告原稿の納品等は、仕様書のとおりとする。

7 広告内容等の変更等

- (1) 広告管理業者は、広告の内容等が仕様書の1の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができるものとする。
- (2) 広告主が、前項による広告内容等の変更の求めに応じないとき、その他広告掲載を継続することが適当でないと県が判断したときは、広告掲載を中止することができる。
- (3) 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

8 広告料の還付等

既に納入した広告料は還付しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載ができなくなったときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

9 広告主の責務

- (1) 広告主は、広告の内容等が、この要領に違反することがないように注意する義務を負うものとする。

- (2) 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。
- (3) 広告主は、広告掲載により第三者に損害を及ぼした時は、広告主が自らの責任と負担において解決するものとする。